

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和7年3月21日から同年7月22日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び周南市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年3月21日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンタウン周南

所在地 周南市古市一丁目4473の4

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5の1	加藤 久誠

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	1,810台	1,402台

4 届出年月日

令和7年3月10日

5 変更年月日

令和7年11月11日